

別表2（登録外業者の指名に関し、契約課が行う名簿登録審査と同等の審査を行う必要がないもの。）

基準	
1	施行令第167条の2第1項第2号に基づく契約で、随意契約ガイドラインの一般的事例「外国で契約を締結する必要があるもの」に該当するもの。
2	施行令第167条の2第1項第2号に基づく契約で随意契約ガイドラインの一般的事例「国及び地方公共団体その他の公法人と契約するもの」に該当するもの。
3	施行令第167条の2第1項第2号に基づく契約で、随意契約ガイドラインの一般的事例「契約の履行の対象となる者との間で締結した協定、覚書その他の文書において、あらかじめ契約の相手方を予定しているもの」に該当するもの。
4	施行令第167条の2第1項第2号に基づく契約で、随意契約ガイドラインの項目「市の施策（保健福祉施策・産業振興施策等）を達成するため、公共的団体等を契約の相手方とするもの」に該当するもの。
5	施行令第167条の2第1項第3号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設～（中略）～から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。）に該当する者と契約を行うもの。
6	施行令第167条の2第1項第4号（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者～（中略）～普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。）に該当する者と契約を行うもの。
7	施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき。）に基づく契約で、随意契約ガイドラインの一般的事例の各事例に該当するもの。
8	国県からの通達、通知その他文書により指定されている者と契約するもの。